

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第6回 今、憲法9条2項改憲問題で議論されていること ～いろいろな立場から、会内議論に是非参加を!!

憲法問題対策センター事務局長 伊井 和彦 (37期)

1 改憲をめぐる今後の政治状況

一時期政界に吹き荒れた憲法改正論議も、現在は一旦収束しているかのように見える。しかし、既に自民党の憲法改正草案が公表されている中で、来年(平成22年)5月には憲法改正手続法が施行され、いつまた政治局面において憲法改正の動きが一気に加熱するか分からない。

その時、弁護士会が、人権擁護を使命とする法律家団体として、特に9条2項改憲問題について、どのような対応をすべきか、そのための会内合意形成をどのようにしていくべきか、それが現在の憲法問題対策センターの大きなテーマである。

2 強制加入団体自制論の問題

弁護士会が強制加入団体である以上、憲法9条2項改憲問題のような政治的かつ個人の思想信条に関わる問題については、決議により会としての一定の方向の意見を表明すべきではないのではないか、という問題がある。判例上は可能とされている(平成4年1月30日東京地裁判決)が、会内合意形成のために、どのような手続を踏み、どのような決議方法であるべきか、十分な議論が必要である。

3 9条2項改憲問題に対する 弁護士会決議を目指す場合の問題

自衛隊の存在をどう考えるかということに絡み、現時点で9条2項改憲の是非に関し弁護士会の意見がどうあるべきかについては、以下のような多様な意見がある。

① 法律家として、まず「自衛隊は違憲の存在である」ということを明確に打ち出し、9条2項改憲により自衛隊を合憲化すること自体に反対し、自衛隊については段階的に非軍事的組織に改編すべき、という考え方。

② 自衛隊は違憲であるが、解釈改憲により現に存在しており、一定の国民の認知も得ている。そうであれば、むしろ憲法9条2項を改正してその存在を明記し、その代わり活動の限界と文民統制を明示するのが立憲主義に適っている。その意味で、自民党草案のような「自衛隊を自衛軍として明記し、海外における武力活動や集団的自衛権の行使を可能にするための9条2項改憲」には反対すべきだが、9条2項改憲の必要性自体を否定する意見まで弁護士会が言うべきではない、という考え方。

③ 現行の憲法9条2項は、1項の「国際紛争を解決するため」の戦力保持は禁止しているが、自衛のための戦力保持まで禁止しているものではなく、自衛隊は現在でも合憲で、自衛戦力に限る限り、9条2項の改憲の必要性はない、という考え方。

④ 会内で意見が分かれる以上、自衛隊の合憲・違憲や9条2項の改憲の是非自体について明示する必要はなく、ただ①②③のすべての立場の会員が同意でき圧倒的多数で議決できる内容の意見(少なくとも現在の自民党草案のような海外武力活動の強化を目的とする内容の9条2項改憲には反対)にすべき、という考え方。

4 会内合意形成に向けて

上記のとおり、弁護士会内には様々な意見があるが、互いに忌憚のない議論を重ねる中で、弁護士会としての意見表明のあるべき姿の会内合意形成は、十分可能であろうと思われる。そのためには、会内のいろいろな世代の、いろいろな意見の会員が議論に参加することが必要であるが、憲法問題対策センターでは、今のところベテランの参加が多く、中堅・若手世代の多数の参加が強く望まれるところである。是非、憲法問題対策センターの議論に参加し(委員に余裕あり)、自由に意見を述べていただきたい。